

ハクビシン・アライグマに関する Q&A

ハクビシン・アライグマは世田谷区のどの地域で多いか。

令和7年度の両種合計捕獲数は、世田谷地域5頭、北沢地域5頭、砧地域21頭、玉川地域34頭、烏山地域9頭となっており、玉川地域と砧地域が多かったです。

建物内や庭での被害も対象となるか？

職員による聞き取りで、ハクビシン・アライグマと思われることが確認できれば、目撃していなくても、捕獲作業の対象となります。ただし、明らかに、ハクビシン・アライグマ以外の動物と思われる場合は、区の捕獲事業の対象外となります。

必要に応じて下記までご相談ください。

- ・世田谷保健所生活保健課（猫，ネズミ対策 ☎03-5432-2908）
- ・公益社団法人東京都ペストコントロール（害獣駆除 ☎03-3254-0014）

捕獲器はどこに設置するのか。

依頼者の敷地内で人目につきにくい場所に設置します。家屋内での被害がある場合、天井裏に設置することも可能ですが、見回りやエサ交換が難しいこと、捕獲器回収時に捕獲動物が暴れて危険等の理由から、ほとんどのケースで屋外の侵入経路沿いに設置しています。設置場所については、現場確認時に委託業者とご相談ください。

隣の家（空き家）にハクビシンが棲みついているようだ。

ハクビシン・アライグマの捕獲作業は、建物所有者または管理者からの申請が必要です。空き家に住み着いている場合は、まず所有者または管理者へご相談ください。

所有者等が不明な場合は、空き家対策としてご相談をお受けしますので、各総合支所地域振興課計画・相談担当へご相談ください。

社宅に住んでいるが、天井裏にハクビシンが棲みついているようだ。

区の捕獲事業の対象外となります。建物の所有者または管理者にご相談ください。

※公立施設、都営住宅、UR 都市再生機構・住宅供給公社（JKK）の賃貸住宅、店舗、工場、事務所、学生寮、私立の学校も同様。

65歳以上の高齢者又は障害者のみの世帯であるが、餌の見回りができない。

捕獲器の見回りは捕獲依頼を受ける要件になっていますが、餌の設置や交換ができない場合は、ご希望により委託事業者に依頼することができます。なお、該当する世帯であるか、環境保全課職員が確認させていただきます。

個人事業者で、自宅と事務所が同じ建物の場合、区で捕獲してもらえるか。

捕獲作業対象は一般住宅で、事業所は対象外です。

建物の居住用部分にハクビシン・アライグマの被害がある場合は対象となり、事務所など事業用部分に被害がある場合は対象外となります。

地域猫や野良猫の保護・捕獲目的で設置した罠にハクビシン・アライグマがかかった

当事業での引き取りはできないため、設置者に自費で対応していただきます。

公益社団法人 東京都ペストコントロール協会（☎03-3254-0014）などにご相談ください。

自分で買って設置した罠にハクビシン・アライグマがかかった。

鳥獣保護管理法により、許可なく野生鳥獣を捕獲することは禁止されています。そのため、区の捕獲事業による引取りはできません。対応については、専門事業者へご相談ください。

ご相談先：公益社団法人 東京都ペストコントロール協会（☎03-3254-0014）

ハクビシン・アライグマに農地を荒らされた。

農家のハクビシン・アライグマ被害対応は経済産業部都市農業課（☎03-3411-6658）へご相談ください。

捕獲器の大きさはどれくらいか。

S サイズ：高さ19 cm 幅19 cm 長さ61.5 cm

※天井裏に仕掛ける際に使用

L サイズ：高さ36 cm 幅31.5 cm 長さ82 cm

ハクビシン・アライグマの被害は、どういうものがあるか。

- ・ 天井裏への侵入による夜間の騒音
- ・ 侵入時の家屋の破損
- ・ 糞尿による悪臭や衛生的被害、天井のしみ
- ・ 糞尿の蓄積や建築材の劣化による家屋の損壊（天井が抜けることもある）
- ・ 寄生するダニやノミの持ち込み
- ・ 農作物や一般家庭の庭先の果実の食害
- ・ ペットなどへの殺傷被害

ハクビシン・アライグマの被害を防ぐには、どうしたらよいか。

（天井裏などにいる場合）

- ・ 建物に面した木の枝を払い、木を伝って屋根に上がれないようにする。
- ・ 燻煙剤を使用する。（煙を嫌うため効果が期待できる）※蚊取り線香も有効
- ・ 木酢液や強いミントを屋根裏に塗る。（刺激臭がする）
- ・ 電球等を設置して明るくするなど、嫌がる環境をつくる。
- ・ 侵入口となる穴を塞ぐ。（ハクビシンはわずかな隙間でも通り抜けられる）

（庭などにいる場合）

- ・ 糞があったら清掃・消毒をする。
- ・ 被害があるところに木酢液などを撒く。（刺激臭を嫌う）
- ・ 餌となる生ごみやペットの餌などを外に放置しない。
- ・ 敷地内の果物の実や家庭菜園の作物は早めに収穫するか、網などをかける。

ハクビシンやアライグマの特徴は。

<ハクビシン>

- ・ 大きさ 90～110 c m、体重 2 kg～ 4 kg（成獣）
- ・ 尾が長い（40～50 c m）
- ・ 額から鼻先まで白い線の模様がある。
- ・ 前足・後足ともに指の数は 5 本（タヌキは 4 本）
- ・ 足跡はねずみより歩幅が広い。
- ・ 糞は猫や犬のものと似ているが、柿の種や銀杏の殻などが混ざっている。
- ・ 都会にあるビワの実（人が手をかけずに実った物）、銀杏の実が好物。
- ・ ハクビシンは年間通じて子供を産むことができる。特に春先が多い。
- ・ 前足は主に歩く時のバランスに用い、物を掴んだり、土を掘ったりはしない。
軒下に穴を掘って軒下に棲みつくのはアナグマの可能性あり。

（顔の白い縦線が似ている。特に幼獣は似ている。区別は尻尾の長さ。）

- ・ 棲みつく場合は、出産と子育てのため。それ以外は、転々と場所を変える。

<アライグマ>

- ・ 大きさ 70～90 c m（成獣）
- ・ 目の周辺を覆う黒い部分（アイマスク）がある
- ・ 尾に 5～7 本のしまがある（タヌキの尾にはしまは無い）
- ・ 前足・後足ともに指の数は 5 本（タヌキは 4 本）
- ・ 髭が白い。
- ・ 春先に子供を産み、秋頃まで家族単位で移動する。（出産は年 1 回）
- ・ アライグマは、目がよく見えないため手の触感で物を判断する。そのため手をキレイにしておく必要があり、川などで手を洗う仕草が特徴としてあげられる。
ベタベタしたものは苦手。

ハクビシンの鳴き声は。

「にゃ～ にゃ～」、「ぎゃ～ ぎゃ～」 ※主に幼獣が発するとされています。

毛が抜けて病気と思われる野生動物がいる

疥癬に罹患した野生動物の回収は東京都が行っています。

※野生動物には寄生虫や感染症の病原体が存在する場合がありますので、直接触らないでください。

（問い合わせ先）

東京都 環境局 自然環境部 計画課 鳥獣保護管理担当

電話：03－5388－3505

※疥癬：ヒゼンダニが病原体、かゆみによる脱毛、皮膚状態の悪化が生じる

集合住宅では、同一年度内に別の号室で捕獲申請を行うことはできるか？また、室内で既に申請済みの場合、同じ集合住宅の敷地内屋外での捕獲申請は可能か？

いずれの場合も受け付けできません。集合住宅については、一戸建ての場合と同様に、屋内・屋外を問わず、同一年度内の捕獲申請は 1 回までとなります。